4月1日から市役所の組織が

お 知

5

tt

部変わります

### 政











(各担当課のGはグル<u>ープの略です)</u>

問合

企

内線2331-2332 画政策課行政経営G



### 狭あい道路の整備等事業が ます

す。 路)は、日常生活のみならず緊急車両の 通行や救急活動に支障をきたしていま 員4メートル未満の市道認定された道 市内各所に点在する狭あい道路(幅

します。 安全・快適な道路空間を確保するため、 市民の皆様のご理解とご協力をお願い ための整備方針やルールを定めました。 こうした狭あい道路を解消していく

線番号、Eメールアドレスが一部変更

となります。

また、この見直しにより、グループ名、内 日から、一部、組織の見直しを行います

喫緊の課題に対応するため、4月1

行していくため、組織の見直しを行って

市では、

中長期的なまちづくりを実

ジ→くらし→住まい・建築)をご覧くだ 詳しくは、市ホームページ(トップペー

的な支援体制を構築するため、両課を

市民活動支援の幅を広げ、一層効率

に改めます

安全課を統合し、名称を「地域・安全課」

市民協働部コミュニティ推進課と、地域

統合します。

問合

計画建築課 都市整備課

内線2401 内線2415

## センター事業を民間事業者に委託 4月1日からファミリー・サポー

消防本部に「予防課」を新設します

消防設備の設置指導等の業務を充実す

危険物製造所等の許認可等の事務や

るため、課を設置します。

員組織です。 いに助け合いながら活動する子育て支援の会 子育ての手伝いができる方(提供会員)がお互 育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と、 ファミリー・サポート・センター事業とは、

委託先 NPO法人 ネットワーク れんこん村のわくわく

### 変更点

①依頼会員(援助される側)登録がいつでもで 支援センターでも登録できます) きます。※登録は郵送でもでき、希望する方 には登録用紙を送ります。(引き続き子育て

③子育てについて学んだり、情報交換したりす ②安全で安心な子どもの預かりの知識を身に 養成講座を開催します。 つけるため、提供会員 (援助する側)向けの

るため、依頼会員、提供会員向けの研修会や

**5**5-7708 法人れんこん村のわくわくネットワーク)

問合 ファミリー・サポート・センター(NPO ④緊急に依頼してほしい会員にも対応します。

交流会を開催します。

### エフエムななみフフ・3メガヘルツ コミュニティFM放送局

した。 自治体と西尾張CATVが共同して設立し 災害時の情報伝達手段として、海部地域フ

力により、バラエティに富んだ番組が放送され 情報や防犯防災情報を始め、ボランティアの協 現在、通常放送として、海部地域の自治

密着した避難情報や災害情報を聞くことがで 災害時には、緊急放送に切り替わり、地域に 日ごろから、聞く習慣を付け、いざというと

きの情報収集に活用してください

携帯電話で、下記URL「防災ほっとメール」 にアクセスをして、登録をお願いします。

http://www.anshin-bousai. net/tsushima/



お使いの携帯電話の機種がQRコード読み取り に対応している場合は上のQRコードを読み込むことによって簡単にアドレス入りのメールを作

- 迷惑メール防止対策をされている方は、受信でき るドメインとして 「anshin-bousai.net」 を許可し
- ●URL付きメールの受信を許可してください。
- -ルアドレスの登録は無料ですが、ニュースメー ルが発行され着信すると、各携帯電話会社の通常 のパケット料金がかかる場合があります。 (1メールあたり0~2円程度)

## 「家庭防災の日」

話し合い、災害に備えましょう。 族で毎月定期的に防災・減災について 日」と定めました。ご家庭において、家 市は、毎月第3日曜日を「家庭防災の

要事項を記入の上、災害時に慌てるこ 戸配布しましたので、ご利用ください。 市ホームページからもダウンロードでき 全→防災→津島市防災情報カード)必 ます。(トップページ→くらし→安心・安 とがないよう財布等の中に携帯してく また、「津島市防災情報カード」を全

ら始めて、いざという時に備えましょう。 基本です。一人ひとりができることか 防災は、「自分の身は自分で守る」が 地域·安全課防災G

内線2322



# 平成27年度固定資産税の課税

台帳に登録しました。 額)を3月31日に決定し、 平成27年度固定資産税の価格(評価 、固定資産課税

### 平成27年度固定資産税·都市計画税納 納税通知書発送日 4月6日用

第2期 第]期 7月31日金 4月30日休

第3期 12月28日(月)

第 4 期 平成28年2月29日月

# 平成27年度固定資産税についてQ&A

Q すか? 税額が急に高くなっています。なぜで 新築しましたが、平成27年度分から 平成23年4月に住宅(110㎡)を

A 新築の住宅で一定の要件に該当す たり-20㎡まで税額が2分の-に 26年度分は税額が減額されています。 減額されます。したがって、平成24~ 層耐火住宅は5年間)に限り、1戸あ る場合、3年間(3階建て以上の中高

はなぜですか? が下がっているのに、税額が上がるの 地価の下落によって土地の評価額

A 平成9年度から税負担の公平を図 土地の税額が上がっています。 らかに負担を引き上げていますので、 り、一度に税負担を引き上げず、なだ るため適用された負担調整措置によ

ために売買契約をして、平成27年2

私は、平成26年11月に土地を売る

は誰に課税されますか? せました。平成27年度の固定資産税 月に買主への所有権移転登記を済ま

設置費補助制度住宅用太陽光発電システム

Α います。 該年度分の課税をすることになって 年1月1日現在の所有者に対し、当 たに課税されます。固定資産税は、毎 平成27年度の固定資産税は、あな

定資産税は課税されますか? 取り壊しましたが、平成27年度の固 平成27年2月に古い物置(家屋)を

で行います。

て、その設置費の補助を予算の範囲内

することになっています。 かどうかにより、当該年度分を課税 日現在に、その家屋が存在している 課税されます。家屋も毎年1月1

問合 税務課固定資産税G 内線2205~2208

## 収 納代理金融機関が追加されます

いただけます。 の税等の窓口納付・口座振替がご利用 融機関に十六銀行が追加され、津島市 平成27年4月1日より、収納代理金

掲載しています。 納代理金融機関名は、38ページ右下に なお、現在の指定金融機関および収

出納室 内線2151

### 対象設備

ワーコンデショナーの定格出力が10 太陽電池の公称最大出力または、パ W未満のもの

発電した電気をその住宅で消費し、 のあるもの 余剰電気を電力会社に売電する設備

環境·衛生→地域温暖化対策→住宅 載します。(トップページ→くらし→ その他の要件は、市ホームページで掲 用太陽光発電システム設置費補助金

### 補助金額

5千円、上限は4 W6万円 太陽電池モジュールーw当たり1万

受付
必要書類の整った方から先着順 に行います。設置済または工事を開 始している場合は申請できません。

生活環境課環境保全G 内線2232

システムの設置、または太陽光発電シス テム一体型住居を新築する個人に対し

ため、自ら居住する住宅に太陽光発電

再生可能なエネルギーの導入促進の

## 始まります つしま子育て応援券事業が

を交付するものです。 担の軽減を図るため、子育て支援サー 対して育児の不安や身体的、経済的負 ヒスに利用できる「つしま子育て応援券」 この事業は、子育てをする保護者に

### 応援券の交付

・第一子・第2子の出生児 2万円(500円×40枚)

第3子以降の出生児 4万円(500円×80枚)

任児童委員、保健師または看護師等が を確認してから生後4カ月までに、主 ビス利用開始は平成27年8月からです。 「赤ちゃん訪問」 時に交付します。サー 児童課が児童の住民票の記載・登録

### サービス内容 保育·育児支援·保健

の予防接種 迎、預かり)、病児・病後児保育、任意 時的保育、休日保育、子育て援助(送

### 経済支援

シー利用 おむつの購入、ベビーマッサージ、タク 読み聞かせ絵本・チャイルドシート・

## 利用できる事業所

ます。 8月号「市政のひろば」でお知らせし

### 利用期間

の3月31日まで 対象児が2歳に達した日以降の最初

納付方法・保険料額 下表のとおり

※便利でお得な口座振替をぜひご利用

1万5250円)に変わります。

の月額が1万5590円(3月分までは

平成27年4月分から国民年金保険料

納付方法

現金支払(各月)

現金支払(前納)

口座振替(前納)

国民年金保険料改定

平成27年4月1日以降に生まれ

ください。

てから支払うことができる制度です。

在学期間中の保険料を社会人になっ

生日から津島市に住民票を継続し 記載・登録されている方 た児童及びその保護者で、児童の

者を募集します。 経済支援のサービスを提供する事

課で「登録に関する説明資料」をお します。 申し込みを希望される場合は、児

対象 津島市内でサービスを提供す 事業者

## 資料配布および受付

問合 平成27年4月1日から 市役所2階児童課 児童課児童·保育G



内線2223.2224

	•	る渡童	業して出
月分	6 カ月分	1 年 分	2 年 分
90円	93,540円	187,080円	
	4月30日・10月31日までに 各92,780円 各760円割引き	4月30日までに 183,760円 3,320円割引き	
k振替 40円 削引き	4月30日・10月31日振替 各92,480円 各1,060円割引き	4月30日振替 183,160円 3,920円割引き	4月30日振替 366,840円 15,360円割引き

ご希望月から翌年3月ま

当月末 15,54 50円割

1カ丿

15,59

は、申請免除制度があります。 保険年金課医療·年金G

**3**052-453-7200

対象 学校、専門学校および各種学校その の方です。 本人の前年の所得が118万円以下 他の教育施設の一部に在学する学生で 大学、短大、高等学校、高等専門

受 付 承認周期 平成27年度分…4月から 毎年4月~翌年3月

受付窓口 保険年金課医療・年金G(市 役所1階) 過去2年間遡及の場合…随時

### 持ち物

- ·年金手帳
- ・印鑑(朱肉使用のもの)
- ・学生証や在学証明書等
- ※退職や転入された方は、離職票や課 ります。 税・非課税証明書が必要な場合があ
- ※4月前後に更新用の八ガキが届いた ください。 方は、必要事項を記入の上返送して

- ※納付特例期間は、受給資格期間(最 には反映されません。 低25年)には算入されますが、年金額
- ※学生でない30歳未満の方には、若年 ※納付特例期間は、10年間は追納でき 者納付猶予制度が、それ以外の方に 間は加算額が付加されます。 ます。ただし、2年度以上経過した期
- 中村年金事務所 内線2121.2122

## (平成27~29年度)を策定 島市第6期介護保険事業計画

象サービスを種類ごとに給付量を見込 この計画では、各年度の介護給付等、対 むため、保険料決定の基になります。 給付を円滑に実施するための計画です。 介護保険事業計画は、3年を1期と 市が行う介護保険事業に係る保険

### の基本方針

推進していきます。 次の基本方針のもとに施策・事業を

# ▼生きがいづくりの充実と社会参加の

果たしていけるよう、社会参加を促進 験と知識を活かして、積極的な役割を します。 高齢者が、地域社会の中で自らの経

# ▼地域包括ケアシステムの充実・強化

る地域づくりを進めます。 進し、高齢者がより安心して生活でき ます。地域での見守りや支え合いを推 連携を図り、津島市の特徴に応じた「地 各サービスの充実やサービス間の相互 域包括ケアシステム」の確立をめざし 医療・介護・予防・生活支援・住まいの

## ▼介護給付サービス等の充実

予防への取り組みを推進するとともに、 防及び介護給付サービスの充実を図り なサービスが利用できるよう、介護予 高齢者一人ひとりの状態に応じた適切 日常生活に密着した、効果的な介護

## 総人口と高齢者人口の推移

サービスが始まります。

計画の目標最終年次である平成29年度 万7568人に達すると推計されます。 には、総人口6万3220人、高齢者1 人、高齢者人口は1万6773人ですが 総人口は、平成26年度は6万4819

要支援…身の回りのことが何とか自分 護)認定者数は2789人、平成29年度 は2890人と推計しました。 でできるが、声かけ、見守りが必要な 平成27年度の要介護等(要支援・要介

要介護…身の回りのことに何らかの介 助が必要な方

## 地域支援事業について

的に始まります。高齢者が地域で自立 制づくりを構築します。 のサービスを切れ目なく提供できる体 予防」「在宅医療」「生活支援」「住まい」 テムの構築に向けての取り組みが本格 た生活を営めるよう、「介護」「介護 平成27年度から、地域包括ケアシス

# 介護予防日常生活支援総合事業

きるようになります。多様なニーズに スト」の実施のみで利用することがで 域支援事業へ移行し、「基本チェックリ 対応するため、様々な実施主体による 所介護および訪問介護のサービスが地 ます。要支援の方が利用されている通 津島市では、平成29年度より開始し

が住み慣れた家庭や地域で療養できる 防事業を実施する予定です におけるネットワークを構築し、高齢者 地域包括支援センターを中心に地域 平成27.28年度は従来どおり介護予

## 在宅医療介護連携推進事業

事業を行っていきます。

## 生活支援体制整備事業

生活支援の提供体制を整備します。 生活支援コーディネーターを設置

## ・地域ケア会議の充実

こた多様な取り組みができる事業です。 地域の実情に応じ、創意工夫を活か

# ・介護給付費等費用適正化事業

津島市では、

、近隣の市町村に比べて介

## 家族介護支援事業

## 認知症高齢者支援事業

ます。 慣れた地域で住み続けられるよう、地 域で認知症の人を支える体制を構築し 認知症高齢者に早期に対応し、住み

> 期 (平成27~29年度) においては、高齢 利用しやすくなっています。また、第6

定率も高くなり、介護保険サービスを 数が充足していることで、要介護等認 護保険施設やその他の介護保険事業所

## 家族介護継続支援事業

## 成年後見制度利用支援事業

# 介護給付費等の実績と見込み

ます。

見込み額は、増加していくこととなり 画していることから、今後のサービス量 規模多機能型居宅介護」の整備等を計 随時対応型訪問介護看護」の創設や「小 多様な要望にこたえるため、「定期巡回 者実数の増加や、介護保険サービスへの

また、平成27年度から地域区分の上

平成24年度は年間38億7千万円、平成 伸びています。 4億4千万円(見込み)と年々給付額は 25年度は39億8千万円、平成26年度は 介護給付サービス費等の実績額は

は44億5千万円、平成29年度は46億円 伴い、平成27年度は43億円、平成28年度 乗せ割合の見直し(津島市は6級地)に

と年々給付額が大きくなります。

(単位:千円) 5,000,000 4,602,052 4,446,174 4,143,277 4,299,943 3,869,166 3,982,899 4,000,000 3,000,000 0 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度

### 介護給付費等の実績と見込み

### 第6期介護保険料 (平成27~29年度)を決定

# を5300円に改定(下)

%、65歳以上の第1号被保険者2%、40 の割合で負担することになっています。 歳以上65歳未満の第2号被保険者28% 源は、国が25%、県と市がそれぞれ12・5 (居宅サービスの場合) 介護保険サービスに必要な費用の財

おり、3年間の介護給 基準月額は3年ごと 付サービス費等と地 に見直すことになって 基準となる保険料

### 保険料を算出します。 域支援事業費により

険料額は、所得に応じて14段階に定め ています。 津島市では、65歳以上の方の介護保 。(下表)

◎介護保険法施行令の改正により、こ となります。 および新第9段階に細分化し、所得 統合します。また、9段階を新8段階 れまでの第一段階および第2段階を 水準に応じたきめ細かい保険料設定

減します。 に限り、公費を投入して0・05分を軽 額を消費税が10%となるまでの期間 する目的から、新第一段階の保険料 所得の少ない方の保険料負担を軽減 (平成27年4月1日~29年3月31日) す。

階での軽減が実施される予定です。 なお、平成29年度以降は、第一~3段

別徴収の別にかかわらず個別にお知ら

本徴収の通知は、8月に普通徴収、特

せします。

### 普通徴収の方

納めていただきます。 の12分の4を1期~4期(4~7月)で お送りします。前年度の年間保険料額 「仮徴収納入通知書」を4月上旬に

## 4月から新たに特別徴収(年金天引き) となる方

お送りしました。 特別徴収開始通知書」を3月中旬に 4月から特別徴収開始となる方には

## 6月から新たに特別徴収(年金天引き) となる方

りします。 つを引き続き普通徴収で、6月・8月は 収額が前年度の年間保険料額の2分の 対象の方には4月上旬に通知書をお送 ーになるように納めていただきます。 12分の2ずつを年金から天引きします。 6月から特別徴収となる方は、仮徴 1期・2期(4月・5月)は12分の1ず

## 特別徴収(年金天引き)の方

平成27年2月に天引きされた金額を引 続き4月・6月・8月の年金から天引き します。 既に年金から天引きされている方は

# 8月(本算定)からの介護保険料

ら仮徴収額を差し引いた金額となりま 計算した平成27年度の年間保険料額か 合計所得金額に基づいて所得段階別に 本徴収の保険料額は、平成26年中の

6期	(平成27~29年度)	

	第6期(平成27~29年度)				
所得 段階	月額 (目安)	年額	計算内容		
第1段階	2,650 *(2,385)	31,800 *(28,620)	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円以下の方 ※月額・年額欄の()内の数字は軽減後の金額です。		
第2段階	3,021	36,250	世帯全員が非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円を超え120万円以下の方		
第3段階	第3段階 3,180 38,160		世帯全員が非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が120万円を超える方		
第4段階	3,710	44,520	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第5段階	5,300	63,600	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない方		
第6段階	6,360	76,320	本人が市民税課税で、 合計所得金額が120万円未満の方		
第7段階	6,890	82,680	本人が市民税課税で、 合計所得金額が120万円以上190万円未満の方		
第8段階	8,480	101,760	本人が市民税課税で、 合計所得金額が190万円以上290万円未満の方		
第9段階	9,010	108,120	本人が市民税課税で、 合計所得金額が290万円以上350万円未満の方		
第10段階	9,805	117,660	本人が市民税課税で、 合計所得金額が350万円以上500万円未満の方		
第11段階	11,395	136,740	本人が市民税課税で、 合計所得金額が500万円以上650万円未満の方		
第12段階	11,660	139,920	本人が市民税課税で、 合計所得金額が650万円以上800万円未満の方		
第13段階	11,925	143,100	本人が市民税課税で、 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方		
第14段階	12,190	146,280	本人が市民税課税で 合計所得金額が1,000万円以上の方		

31,080 第2段階 2,590 2,953 35,430 第3段階 第4段階 3,109 37,300 第5段階 3,626 43,510 第6段階 5,181 62,170 6,217 74,600 第7段階 6,735 80,820 第8段階 第9段階 8,290 99,470 第10段階 9,585 115,010

11,139

11,398

11,657

11,916

133,660

136,770

139,880

142,990

第5期(平成24~26年度)

月額(目安

2,072

年額

24,860

所得 段階

第1段階

第11段階

第12段階

第13段階

第14段階

### 支援制度が始まります 4月から生活困窮の方への

## 自立相談支援事業

り添いながら自立に向けた支援を行い 考え、具体的な支援プランを作成し、寄 等、どのような支援が必要かを一緒に 万に、支援員が相談を受けて、就労支援 生活に困りごとや不安を抱えている

## 住居確保給付金の支給

就職に向けた支援を行います。 に向けた活動をすることなどを条件に は住居を失うおそれの高い方に、就職 生活の土台となる住居を整えた上で、 一定期間、家賃相当額を支給します。 離職などにより住居を失った方、また

福祉課生活支援相談窓口 内線2135.



2136

## 交通遺児育成基金

交通事故遺児の方が、年齢に応じた金 満19歳に達するまで育成給付金が支給 資金に国、民間からの援助金を加えて、 額を基金に払い込み、加入すると、この されるものです。詳しくは左記へ。 この育成基金制度は、満16歳未満の

**2**0120-16-3611

財交通遺児育成基金

http://www.kotsuiji.or.jp

# 水道水の水質検査計画を策定

画を定めましたので、その内容を上下 採水の場所、検査の項目・頻度などの計 水道部工務課(市役所4階)および市ホ 平成27年度に行う水質検査について ムページで公表しています。

上下水道部工務課工務G 

## 新しくなった南文化センター をご利用ください

修工事が終了しました。 昨年9月から進めてまいりました改

を新たに設置しました。 場所として、「地域ふれあいサロン」「展 示ギャラリー」「歴史文化展示ホール. 気軽に立ち寄り、語らい、触れ合える

問合 できるようになりました。 会議や学習、研修などの幅広い利用が また、「図書学習室」「研修室」では 南文化センター 24 24 6 1 6 1

# 市老人クラブ連合会の事務局移転

移転先 移転日 平成27年4月1日 わざ・語り・伝承の館 南門前町1-8



# 平成27年度版生涯学習ガイド発刊

発刊日 内容 配布場所 平成27年度に行われる講座・教 4月下旬 市役所、市内公共施設等

ラブ・同好会、公共施設等の利用情報 社会教育課生涯学習G

室・イベント情報、市内で活動するク

内線2282

## の紹介

から新しい人権擁護委員として次の方 が委嘱されました。(敬称略) 加藤栄一(明天町) このたび、4月1日付けで法務大臣

問合 人権推進課人権同和行政推進G 内線2271

# 犬の登録と狂犬病の予防注射

は けることが義務付けられています。 の犬は登録をし、狂犬病予防注射を受 狂犬病予防法により、生後91日以上 登録は生涯に1回、狂犬病予防注射 、毎年受けてください。

注意事項 の理由がある場合は、お近くの開業獣 医で注射を受けてください。 狂犬病予防集合注射へ出向けない等

### 登録済の方は、送付するハガキの問 診票欄に記入(記載内容に誤りがあ れば、朱書訂正)の上、愛犬手帳と一

平成27年度 犬の登録と狂犬病予防注射日程						
4 月	会	場	時	間		
8日(水)	葉苅スポー	-ツの家	ケ※11吐の	ᅅ		
9日(木)	中央公民館		午後1時30分~3時			
10□(△)	ばいばら憩	の家	午後1時3	0分~2時		
10日金	百町集会所	f	午後2時3	0分~3時		
13日(月)	神島田公臣	館				
14日(火)	神守支所		午後1時3	0分~3時		
15日(水) 津島市役所						

当日は、犬を制御できる方が必ず付 き添ってください。また、事故のない 緒に会場へお持ちください

### 費用

登録犬…1頭につき3400円

・未登録犬…1頭につき6400円

問合 注射済票交付手数料…550円 犬登録手数料…3000円 生活環境課環境保全G 内線2235